

リースが対象に！オーダーメイド式の類型も創設へ！
運用改善が進む
「中小企業省力化投資補助金」のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 制度の運用改善・令和6年度補正予算での拡充	2
■ 4. 対象者	4
■ 5. 補助対象となる要件	5
■ 6. 補助内容	7
■ 7. 申請～受給までのステップとポイント	8
■ 7. 最後に	9

リースが対象に！オーダーメイド式の類型も創設へ！ 運用改善が進む 「中小企業省力化投資補助金」のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらず **さまざまな分野で補助金を募集**しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は **補助金ごとに異なります**
3. 補助金を受給するには **審査で採択**される必要があります
4. 補助金は **事業実施後の交付**となります
5. 補助金は **返済不要**です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

本レポートは、2024年12月11日改訂の公募要領と令和6年度補正予算（案）等をもとに記載しています。

■ 2. 制度の概要

「中小企業省力化投資補助金」とは、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある省力化製品を導入するための経費の一部を補助するものです。省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金となっています。

■ 3. 制度の運用改善・令和6年度補正予算での拡充

2024年6月25日に第1回公募を開始した新しい補助金ですが、制度の運用改善が随時実施されています。

▼2024年8月9日より、当面の間、随時受付に変更

当初は日程を決めて複数回の公募を実施する予定でしたが、応募・交付申請の利便性向上と早期の省力化実現のため、当面の間、随時受付に変わりました。

▼一部の省力化製品について、置き換えも申請可能に

原則として製品の置き換えは補助対象外でしたが、一部機能・性能を有している省力化製品については、置き換えであっても交付申請が可能となりました。

※2024年9月30日時点では、「券売機」及び「スチームコンベクションオーブン」のみが置き換えの対象です。

▼2024年12月20日より、これまで補助対象外だったリースが補助対象へ

ファイナンス・リース取引も補助対象となり、2024年12月20日から申請受付が開始されました。

中小企業等が対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されること等を条件に、その購入費用について、対象リース会社に補助金を交付する仕組みです。申請は対象リース会社と共同で行います。

ファイナンス・リース取引の利用に関しては、対象リース会社または公益社団法人リース事業協会にお問い合わせください。

➤[公益社団法人リース事業協会ホームページ](#)

▼今後、複数回の応募・交付申請が可能になる予定

本補助金は一度採択・交付決定を受けた後は再度の応募・交付申請ができませんでしたが、今後、各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能になる予定です。追って公募要領等で案内されることとなっています。

▼令和6年度補正予算で「一般型」が創設予定

これまでは、製品カタログに登録されたものから選択・導入するカタログ型のみでしたが、令和6年度補正予算で「一般型」が新たに創設され、「カタログ注文型」と「一般型」の2つの類型が設けられる予定です。

4. 省力化投資支援の運用改善


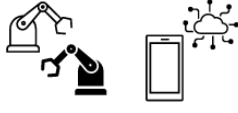
- オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

出典：中小企業庁「[令和6年度補正予算案 中小企業・小規模事業者等関連ポイント](#)」
(705KB)PDF(令和6年12月6日更新)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

事業の内容		事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)																									
<p>事業目的</p> <p>中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) カタログ注文型 清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。</p> <p>(2) 一般型 業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>補助(基金) → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助(1/2) → 中小企業等</p> <p><small>※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム</small></p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種・類型</th> <th>補助上限額</th> <th>※カッコ内は大箱員上げを行う場合</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">カタログ注文型</td> <td>5人以下</td> <td>200万円 (300万円)</td> <td rowspan="3">1/2</td> </tr> <tr> <td>6~20人</td> <td>500万円 (750万円)</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>1000万円 (1500万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般型</td> <td>5人以下</td> <td>750万円 (1,000万円)</td> <td rowspan="5">1/2、小規模・再生 2/3 <small>※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低資金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。)</small></td> </tr> <tr> <td>6~20人</td> <td>1,500万円 (2,000万円)</td> </tr> <tr> <td>21~50人</td> <td>3,000万円 (4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>51~100人</td> <td>5,000万円 (6,500万円)</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>8,000万円 (1億円)</td> </tr> </tbody> </table>			種・類型	補助上限額	※カッコ内は大箱員上げを行う場合	補助率	カタログ注文型	5人以下	200万円 (300万円)	1/2	6~20人	500万円 (750万円)	21人以上	1000万円 (1500万円)	一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3 <small>※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低資金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。)</small>	6~20人	1,500万円 (2,000万円)	21~50人	3,000万円 (4,000万円)	51~100人	5,000万円 (6,500万円)	101人以上	8,000万円 (1億円)
種・類型	補助上限額	※カッコ内は大箱員上げを行う場合	補助率																								
カタログ注文型	5人以下	200万円 (300万円)	1/2																								
	6~20人	500万円 (750万円)																									
	21人以上	1000万円 (1500万円)																									
一般型	5人以下	750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3 <small>※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低資金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。)</small>																								
	6~20人	1,500万円 (2,000万円)																									
	21~50人	3,000万円 (4,000万円)																									
	51~100人	5,000万円 (6,500万円)																									
	101人以上	8,000万円 (1億円)																									
導入支援イメージ																											
<p>カタログ注文型</p> <p>・自動券売機 ・無人搬送車</p> 		<p>一般型</p> <p>・カスタマイズ機器 ・ソフト+ハード</p> 																									

出典：中小企業庁「[中小企業省力化投資補助事業](#)」(410KB)PDF(令和6年12月6日更新)

「カタログ注文型」は、従来どおり、カタログに掲載された製品を導入するもので、補助率、補助限度額ともに変更はない見込みです。

新たに創設される予定の「一般型」は、業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の

個別の事業内容等にに合わせてオーダーメイド形式で設備導入・システム構築等ができるものとなっています。「カタログ注文型」よりも自由度が高く、補助金額も最大1億円となり、活用の幅が広がると思われます。

■ 4. 対象者

日本国内で事業を営む、次に当てはまる中小企業等が対象です。

(1) 中小企業者（組合関連以外）

業種	資本金	従業員数（常勤）
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

(2) 中小企業者（組合・法人関連）

①企業組合 ②協業組合 ③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 ④商工組合、商工組合連合会 ⑤商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ⑥水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 ⑦生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ⑧酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 ⑨内航海運組合、内航海運組合連合会 ⑩技術研究組合

(3) 一定の要件を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人

ただし、みなし大企業や、本事業に登録した製造事業者・販売事業者は補助対象外となります。また、過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者や「事業再構築促進補助金」に採択された事業者で一定のケースに当てはまる場合、その他の国庫及び公的制度からの二重受給となるような場合などは、補助対象外となることがあります。

■ 5. 補助対象となる要件

補助対象となるためには、事業者と事業それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

<事業者の要件>

次の2つの要件を満たす中小事業者等が補助の対象です。

(1) 人手不足の状態にあること

次の中から当てはまるものを1つ以上選択し、省力化を進める必要があることを事業計画に記載します。ただし、④を選択する場合は例外的な扱いとなり、省力化投資の必要性をより厳格（場合によっては追加書類の提示を求める等）に審査するために採択結果の通知が大幅に遅れる可能性があります。

- ① 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
- ② 整理解雇に依らない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している（「常時使用する従業員」ではない者が主体の事業者については、従業員数を総労働時間で代替できる）。
- ③ 採用活動を行い、求人を掲載したものの、充足には至らなかった。
- ④ その他、省力化を推し進める必要に迫られている。

(2) すべての従業員の賃金が最低賃金を超えていること

最低賃金額は、交付申請を行う直近月及び実績報告の直近月の最低賃金を基準とします。

※最低賃金額については、厚生労働省 Web サイトに掲載されている地域別最低賃金を参照してください。

➤[地域別最低賃金の全国一覧 | 厚生労働省](#)

<事業の要件>

事業は、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 導入する省力化製品に紐付けられた業種のうち少なくとも1つ以上が、補助事業者の営む事業の業種と合致すること
- (2) カタログに登録された価格以内の製品本体価格・導入経費を補助対象として事業計画に組み込むこと（補助額の範囲外で、自費により経費を追加することは認められる）
- (3) **【労働生産性の向上目標】**を設定し、その実現に向けて取り組むこと
- (4) **【補助上限額の引き上げを行う場合、賃上げの目標】**を設定し、その計画を従業員に対して表明するとともに、その実現に向けて取り組むこと
- (5) 省力化製品を登録されている業種・業務プロセス以外の用途に供する事業

ではないこと

- (6) 労働生産性の向上に係る目標を合理的に達成することが可能な事業計画に沿って実施されること
- (7) 効果報告期間が終了するまでの間、省力化製品の導入を契機として、自然退職や自己都合退職によらない従業員の解雇を積極的に行わないこと
- (8) **補助額が 500 万円以上の場合、【保険への加入】**を行うこと

【労働生産性の向上目標】

補助事業終了後 3 年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率 (CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定します。

◆労働生産性の定義について◆

式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。

(付加価値額) = (営業利益) + (人件費) + (減価償却費)

(労働生産性) = (付加価値額) ÷ (従業員数)

(労働生産性の年率平均成長率) =

[{ (効果報告時の労働生産性) ÷ (交付申請時の労働生産性) } ^ (効果報告回数[※]) - 1] × 100%

※当該報告を含めます。つまり、過去に効果報告を行った回数に 1 を加えた値となります。

【賃上げの目標】

申請時と比較して補助事業期間終了時点で、次の両方を達成する見込みの事業計画を策定すると、補助上限額が引き上げとなります。

- ・ 事業場内最低賃金を 45 円以上増加
- ・ 給与支給総額を 6%以上増加

「事業場内最低賃金」…補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金をいいます。

「給与支給総額」…全従業員（非常勤を含む）及び常勤役員に支払った給与（所定内給与のみ、賞与、福利厚生費、法定福利費及び退職金は含まない）をいい、役員報酬等は含みません。

【保険への加入】

補助額（導入経費を含む）が 500 万円以上となる場合は、事業計画期間終了までの間、火災等による損失（及びそれによって補助事業を完遂し得ない事により補助金が交付されない場合）に備えて、保険金額が補助額以上である保険または共済（補助金の交付対象である施設、設備等を対象として、自然災害による損害を補償するもの）への加入が必須となります。この保険料は、補助対象外です。

■ 6. 補助内容

2024年12月19日付のカタログに製品登録されている製品カテゴリは、次のとおりです。

●清掃ロボット	●丁合機
●配膳ロボット	●印刷用紙高積装置
●自動倉庫	●インキ自動計量装置
●検品・仕分システム	●段ボール製箱機
●無人搬送車（AGV・AMR）	●デジタル加飾機
●スチームコンベクションオープン	●印刷紙面検査装置
●券売機	●鋳物用自動バリ取り装置
●自動チェックイン機	●自動調色システム
●自動精算機	●蛍光X線膜厚測定器
●タブレット型給油許可システム	●原材料自動計量混合搬送装置
●オートラベラー	●トムソン加工自動カス取り装置
●飲料補充ロボット	●印刷用紙反転機
●測量機	●産業用枚葉デジタル印刷機

※製品カタログは随時更新されます。最新の情報は、公募サイトでご確認ください。

<補助対象経費>

製品本体価格、導入に要する費用

導入に要する費用については、交付申請における製品本体価格の2割までの金額が補助対象経費となります。

<補助上限額>

補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって決まります。また、賃上げ要件を達成した場合、補助上限額は表中カッコ内の額に引き上げられます。

従業員数	補助率	補助上限額
5人以下	2分の1	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円以下 (750万円)
21人以上		1,000万円以下 (1,500万円)

▼令和6年度補正予算で創設予定の「一般型」の補助額・補助率

従業員数	補助率	補助上限額
5人以下	2分の1 小規模・再生：3分の2	750万円 (1,000万円)
6～20人以下		1,500万円以下 (2,000万円)
21～50人	※補助金額1,500万円までは2分の1もしくは3分の2、1,500万円を超える部分は3分の1 ※最低賃金引上げ特例：補助率を3分の2に引き上げ（小規模・再生事業者は除く）	3,000万円以下 (4,000万円)
51～100人		5,000万円以下 (6,500万円)
101人以上		8,000万円以下 (1億円)

※「一般型」の詳細な要件等は、2024年12月20日現在、まだ公表されていません。「一般型」で申請をご検討の場合、公募要領等の公開をお待ちください。

■7. 申請～受給までのステップとポイント

省力化製品を導入する中小企業等は、販売事業者・対象リース会社（以下、「販売事業者等」といいます）と共同で補助金の交付申請を行います。

STEP①
事業計画の策定

省力化製品の導入について、販売事業者等と相談し、生産性向上を目指す事業計画を策定します。

ここがポイント！

中小企業等と販売事業者等は、共同で事業計画の策定を行う必要があります。

STEP②
交付申請

申請受付システムを通じて、販売事業者等と共同で交付申請を行います。

ここがポイント！

中小企業等は、販売事業者等からの招待を受けて、専用フォームからの申請が可能になります。

STEP③
事業の実施

交付決定後、省力化製品を導入します。事業計画に記載した省力化効果を得ることに努めます。

ここがポイント！

補助事業期間は、交付決定日から原則12か月以内です。

STEP④
補助金の交付

事業完了後、実績報告をします。補助額が確定したら、事務局に対して支払請求を行い、補助金の交付（※）となります。

ここがポイント！

補助事業終了後、効果報告（製品の稼働状況、省力化の効果、賃上げ実績等）を3年間行います。

（※）リースの場合、補助金の支払いは対象リース会社に対して行われ、中小企業等はリース料の減額により還元を受けることになります。

<審査のポイント>

補助要件を満たしているかどうかに加えて、次の点も審査されます。事業計画策定の際に考慮しましょう。

- ・事業計画に記載の省力化の効果が合理的に説明されており、省力化への投資により高い労働生産性の向上が期待できるかどうか。また、既存業務の省力化により新しい取組を行う・高付加価値業務へのシフトを行うなど、単なる工数削減以上の付加価値の増加が期待できるか。
- ・大幅な賃上げによる補助上限額引き上げの適用を含め、賃上げに積極的に取り組んでいる、あるいは取り組む予定であるかどうか。

<申請期間>

随時受付（2026年9月末頃までの受付予定）

■ 7. 最後に

リースが補助対象となることにより、設備導入時の資金負担が課題となっていた中小企業等にとっては大きな支援策となるでしょう。そして、「一般型」の創設により、さらに省力化製品導入の選択肢が広がり、より多くの中小企業等で生産性向上や売上拡大が期待できます。興味のある方は、最新情報をこまめにチェックし、補助金の活用に向けた準備を進めてみてください。

<参考>

▼ 「中小企業省力化投資補助金」

<https://shoryokuka.smr.j.go.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年12月20日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

▶補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>